

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アネスト岩田株式会社			コード	6381
提出日	2026/6/11	異動(予定)日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし
1	島本 誠	社外取締役	○													○		有
2	金山 貴博	社外取締役	○													○		有
3	大橋 玲子	社外取締役	○													○		有
4	白井 裕子	社外取締役	○													○		有
5	藤田 和久	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	島本誠氏は、小型車両メーカーの技術部門において豊富な知見を蓄積するとともに、海外子会社の経営に携わるなど、当社取締役会のガバナンス機能の強化につながる幅広い見識を有し、経営者から支配・干渉されない外部の視点を持ちあわせていることから、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。また、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外取締役の独立性基準に関する判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものであります。
2	該当なし	金山貴博氏は、長年にわたり人事制度設計や組織改革に携わった経験に基づき、人事業務に幅広い見識を有し、経営者から支配・干渉されない外部の視点を持ちあわせていることから、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。また、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外取締役の独立性基準に関する判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものであります。
3	該当なし	大橋玲子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、経営者から支配・干渉されない外部の視点を持ちあわせていることから、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。また、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外取締役の独立性基準に関する判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものであります。
4	該当なし	白井裕子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、経営者から支配・干渉されない外部の視点を持ちあわせていることから、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。また、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外取締役の独立性基準に関する判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものであります。
5	該当なし	藤田和久氏は、総合商社や製造業において豊富な業務経験を持ち、特に法務・グローバルガバナンスの分野では深い知見を有しており、経営者から支配・干渉されない外部の視点を持ちあわせていることから、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しております。また、「4. 補足説明」に記載の当社が定める「社外取締役の独立性基準に関する判断基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、ならびに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。
1. 取締役の選任基準及び選任手続 社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。 社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。 株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会(監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会が候補者を推薦)での審議を経て、取締役会で決議を行います。
2. 社外取締役の独立性基準 (1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。 a. 当社又は当社子会社の業務執行者(業務執行取締役及び使用人)及び過去に業務執行者であった者。 b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者(当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先)とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。 c. 当社又は子会社の主要な取引先(直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先)とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。 d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者)。 e. 当社の主要株主(議決権所有割合10%以上の株主)(法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者)。 f. a. からe. までの掲げる者の近親者(二親等内の親族若しくは同居の親族)。 g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。 なお、a~dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。 (2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。 (3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。 (4) 社外取締役、監査等委員である社外取締役については、その独立性考慮し、就任期間8年を超えての再任は行わない。ただし、指名・報酬委員会が、状況により、上記以外の特別答申を行った場合には、取締役会で審議・決議できる。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~1のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。